

広島市告示第176号

令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、コンビニ交付サービスにおける証明書発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

（1）地方公共団体情報システム機構

（2）理事長 椎橋 章夫

（3）東京都千代田区一番町25番地

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日